

令和7年度第1回沖縄県公共事業評価監視委員会 議事概要

- 1 開催日時：令和7年8月25日（月）13時30分～16時15分
- 2 開催場所：県庁11階 第1・2会議室
- 3 出席委員：入部委員長、我謝委員、木村委員、玉木委員、野崎委員、
守田委員、屋宜委員（10名中7名出席）

4 議題

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 豊見城糸満線（名嘉地～兼城）道路改築事業 | （再 評 価） |
| (2) 那覇北中城線（翁長～上原）道路改築事業 | （ 〃 ） |
| (3) 沖縄都市モノレール輸送力増強事業 | （ 〃 ） |
| (4) 沖縄都市モノレールバリアフリー交通施設整備事業 | （ 〃 ） |
| (5) 安和与那川砂防事業 | （ 〃 ） |
| (6) 小兼久川砂防事業 | （ 〃 ） |
| (7) 新川地区地すべり対策事業 | （ 〃 ） |

5 議事

- (1) 豊見城糸満線（名嘉地～兼城）道路改築事業〔道路事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 交差点協議を令和8年度までに終える計画となっているが、見通しはあるのか。

→令和8年度を目指しているが、豊見城工区においては接する市道が多く、協議に時間を要する可能性がある。

(イ) 糸満市のように世帯数は増えているが生産労働人口が減っているということは、交通量の減少にもつながり、事業の効果にも影響するのではないか。

→事業の便益算出にあたっては、定期的に実施される全国的な交通量調査結果に基づき算出しており、効果が十分期待できる結果となっている。

- (2) 那覇北中城線（翁長～上原）道路改築事業〔道路事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 部分供用は行わないのか。

→3つに分けた工区のうち可能な区間から部分供用していきたいと考えている。

(イ) 琉球大学病院の移転のように、人の流れが大きく変わっていくことが分かった時点で、事業の中身を見直すということもしているのか。

→社会経済情勢の変化が生じた場合には必要に応じて事業の見直しを検討することとし

ている。

(ウ) 現在までに、委員会で事業を縮小した事例はあるか。

→中止した事例がある。

(3) 沖縄都市モノレール輸送力増強事業〔道路事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 費用対効果分析マニュアルが無く、費用便益比が算出出来ないとのことだが、なぜマニュアルがないのか。

→鉄道を整備する際には、国交省が出している鉄道の整備マニュアルがあり、モノレールでも線路を延伸するといった場合には適用可能である。しかし、輸送力増強事業に限った便益の算出には適しておらず、他のモノレール事業者でも実施していない。

(4) 沖縄都市モノレールバリアフリー交通施設整備事業〔道路事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 主な要因に予算の確保があるが、本事業の予算は他の事業と優先順位を比較して決められているものなのか、モノレールで別の枠があるのか。

→輸送力増強事業を含めたモノレール全体の枠があり、モノレールの事業の中で優先順位を付けて実施している。モノレールの運行そのものに影響が出る恐れがあることから、令和5、6年度は分岐器の修繕を最優先としたため。

(イ) 駅を整備した当初からエレベーターを設置するという話はなかったのか。

→現状で、上り線、下り線の両方の階段部分に1基ずつ設置しているが、古島インターが立体交差する箇所のため、道路の構造上2箇所必要と判断している。

(ウ) 完成するまでの間の対応は、どのように考えているのか。

→駅係員がサポートしているという状況は把握している。どの方も自由に行き来出来るよう、早めの整備に取り組んでいきたい。

(5) 安和与那川砂防事業〔砂防事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 間接被害の人的被害(精神的被害額)が国のマニュアルに基づいているとのことだが、国がどのように算出しているか。

→CVM(仮想的市場評価法)によりアンケート調査を基に国が算出している。

(イ) 昨今、気候変動等で自然災害の被害が増えている中で、防災関連の予算の確保が困難となる背景はどのようなものがあるのか。

→沖縄振興公共投資交付金は総事業費が減少傾向にあり、防災・減災に関する事業は概ね優先的に配分してもらっている状況ではあるが、それでも当初の計画どおりの配分

は難しいという状況。

(6) 小兼久川砂防事業〔砂防事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 主な要因で予算の確保と用地取得の困難とあるが、今後の対応・見通しで予算について具体的な説明がないのは。

→相続の発生や、㎡当たりの単価が低いことから交渉が難しい状況であり、今回再評価に至った一番の要因は用地と考えている。予算については補正予算の要求等で対応していきたいと考えている。

(イ) 残事業費を考えた場合、7年の延長で間に合うのか。

→砂防事業が全部で4事業あり、安和与那川以外の3事業は用地交渉段階が続いているため、数年は安和与那川の橋梁に予算を注力する形とし、安和与那川が完了次第、本事業箇所等に工事費を投入していきたいと考えている。

(7) 新川地区地すべり対策事業〔地すべり事業〕

ア 審議結果：事業継続は妥当である

イ 主な質疑は次のとおり

(ア) 用地取得が最後の年度となっているのはなぜか。

→地すべり対策事業は対策した用地のみ購入することとなるため、工事が終わった後に購入する範囲が確定するため。

(イ) 3ブロックに分かれているとのことだが、図上では4つとなっていないか。

→ブロック1については、上下2つのすべりブロックに分かれてるが、同じ測線のためブロック1と表示している。

6 会議の公開・非公開の別：公開

令和7年9月12日

土木建築部土木総務課